

委提第1号

北本市議会会議規則の一部改正について

会議規則第14条第2項の規定により、北本市議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり提出する。

令和4年2月21日 提出

提出者 議会運営委員長 加藤 勝 明

北本市議会議長 工藤 日出夫 様

北本市議会会議規則の一部を改正する規則

北本市議会会議規則（昭和48年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第62条に次の2項を加える。

- 3 議員は、第1項の規定による質問が中止されたときは、議長の許可を得て文書により質問することができる。
- 4 前項の規定による質問に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。